

お知らせ①

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!

日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛に発送されますので、お手元に届きましたら大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

送付スケジュールは次のとおりです。

	発送時期	対象者
①	令和3年10月下旬から 11月上旬にかけて順次発送	令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和4年2月上旬	令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方

詳しくは下記にお問い合わせください

●ねんきん加入者ダイヤル●

電話番号

(ナビダイヤル) 0570-003-004

050 から始まる電話の場合は (東京) 03-6630-2525

〈受付時間〉

- ・月～金曜日 午前8:30～午後7:00
- ・第2土曜日 午前9:30～午後4:00
- ・祝日 (第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用できません。



お知らせ②

11月は「ねんきん月間」、
11月30日(いいみらい)は「年金の日」です!

日本年金機構では厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度に対する理解を深めていただくための取組みを行っています。

また、11月30日は年金記録や年金受給見込額を確認し、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく「年金の日」です。

年金記録の確認や年金見込額を試算できる「ねんきんネット」をご案内しています。

新規利用登録は日本年金機構ホームページからできます。

こちらから→ https://www.nenkin.go.jp/n_net/



お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話 0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812